

仙台市公園パトロール実施基準運用マニュアル

(令和 7 年 1 月 17 日作成)

(令和 7 年 4 月 1 日適用)

本運用マニュアルは、仙台市公園パトロール実施基準における事項を詳細に定めるものである。

1 定期パトロール

(1) 公園の現況と都市公園台帳の差異の確認

公園の現況と都市公園台帳（公園台帳、施設台帳、占用許可台帳、土地台帳、建物台帳等）に差異が生じていることを確認した場合は、速やかに、所属長に報告すること。

(2) 除草・清掃等の必要性の確認

次の状況を点検し、除草・清掃等の必要性を確認するものとする。

- ア 公園利用者が広場、園路等を歩行する際に支障となる雑草、支障枝の有無
- イ 園路、公園出入口付近の見通しを遮る雑草、支障枝の有無
- ウ 公園用地を越境している雑草、支障枝の有無
- エ 放置ごみの有無
- オ 犬、猫、鳥等の動物の糞、死骸、蜂の巣等の有無

(3) 公園施設の点検及び補修等の必要性の確認

公園施設の点検及び確認作業は、「公園施設の安全点検に係る指針（案）：国土交通省」及び次の項目をポイントに行うものとする。

但し、遊戯施設については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針：国土交通省」、「遊具の日常点検マニュアル：（一社）日本公園施設業協会」も参照するものとする。

また、修景施設（植栽、花壇）については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）：国土交通省」も参照するものとする。

なお、定期パトロールは、年4回（3ヶ月に1回の割合）実施することとするが、施設点検を伴った臨時パトロールや専門業者による遊戯施設点検を回数に含めることができる。

ア 公園施設（遊戯施設、運動施設、修景施設（植栽、花壇以外））

(ア) 園路及び広場

- ・段差、亀裂、陥没、舗装材の破損の有無
- ・排水不良箇所（水溜り）の有無
- ・法面、擁壁の亀裂や崩壊等の有無
- ・階段手摺の劣化や変状等の有無

(イ) 修景施設（植栽、花壇以外）

- ・彫刻、石碑等の異常の有無
- ・落書きの有無

(ウ) 休養施設（ベンチ、四阿等）

- ・ベンチの座板の劣化、破損等の有無
- ・四阿、パーゴラ等の劣化、破損、落書き等の有無

(エ) 運動施設（グラウンド、運動付帯施設等）

- ・グラウンドの状況確認、運動付帯施設の劣化、破損、機能障害、落書き等の有無

- ・レーキ等の備付け品の劣化等，破損等の有無
 - (オ) 教養施設（野外音楽堂等）
 - ・破損，照明の球切れ，落書き等の有無
 - (カ) 便益施設（水飲栓，トイレ等）
 - ・水飲栓の蛇口の破損，漏水，排水桝の詰まり等の有無
 - ・トイレ施設の汚損，漏水，排水の詰まり，照明の球切れ，落書き，機能障害等の有無
 - ・水飲栓，トイレの止水および開栓（水飲栓の開栓時は，桝清掃）
 - (キ) 管理施設（フェンス，車止め，照明灯等）
 - ・フェンスの劣化（特に支柱の根元や基礎部の腐食），変状，破損等の有無
 - ・車止め及び鍵の劣化，変状，破損等の有無
 - ・照明灯（ポール）や引込柱の劣化，破損等の有無
 - ・公園内側溝の落葉やごみによる詰まり，破損等の有無
- ※確認及び点検にあたっては，以下についても参考とする。

〔大規模建築物・屋外トイレ〕

公共施設のための自主点検の手引き／都市整備局公共施設マネジメント推進課

〔橋梁類〕

仙台市小規模橋梁点検ガイドブック／建設局道路保全課

イ 遊戯施設

遊戯施設の点検は，定期パトロール時に行う日常点検を実施することとする。

日常点検は，以下の視点を踏まえ，主に目視・触診により実施する。

《日常点検の視点》

変形	： ゆがみ，たわみ
部分の異常	： 金具，締め具の変形やゆるみ，詰め物の脱落
部材の異常	： ひび，破損，さび，腐食，腐朽，劣化，塗料の剥離
遊具の異常	： 動かない，きしみ，揺れ，摩耗，傾き，汚損，落書き等
欠損，消失	： 手すり子や踏み板などの部材の欠損・消失，金具や締め具などの消失
周囲の異常	： 地面の凹凸，危険物の散乱，砂場の衛生状態，不適切な基礎の露出，有毒な害虫

ウ 修景施設（植栽，花壇）

修景施設の点検は，次の項目をポイントに日常点検を実施することとする。なお，公園樹の点検における手順は，【別紙１】公園樹点検フローに示す。

- (ア) 広場内や園路沿い等の一般利用者安全確保の重要度が高い場所における枯損木，支障枝等の有無
- (イ) 樹木全般の生育状況及び樹木の剪定を要する樹木の有無
- (ウ) 樹幹や根株の空洞の有無
- (エ) 病虫害，きのこが発生している樹木の有無
- (オ) 腐朽したり，必要のなくなった支柱の有無

(４) 確認された不具合への対応

ア 軽易な補修・清掃・除草

公園施設の破損・汚損・機能障害等があり，容易に補修・清掃等が可能な場合や，除草が必要

な状況である場合は、その場で対応する。なお、応急的に処置した場合や対応の判断に迷う場合は、所属長に報告する。

イ 危険防止措置

公園施設に破損や機能障害等の異常があり、危険と想定される場合は、危険防止のため次の措置を行う。

- (ア) 安全ロープ、ネット、シートによる完全進入禁止の措置
- (イ) 使用禁止の看板、張り紙の明示
- (ウ) 使用禁止期間とその理由の周知文の掲示
- (エ) 部材の撤去等

(5) その他占用物件の確認

公園内の無許可の占用物件や行為、放置物等が確認された場合は、所属長へ報告するものとする。

(6) 指導

公園内で危険・迷惑な行為や、公園施設を破損・汚損する行為を行っている者を発見した場合に、直ちに声掛けによる指導を行う。なお、危険・不審な人物で指導が困難な場合は、その旨を所属長に報告し指示を受けること。

『危険、迷惑行為の例』

指定場所以外での車両乗入、犬の放し飼い、ゴルフ練習、ドローン操作、はり紙、落書き、ごみの放置、無許可の火気使用等

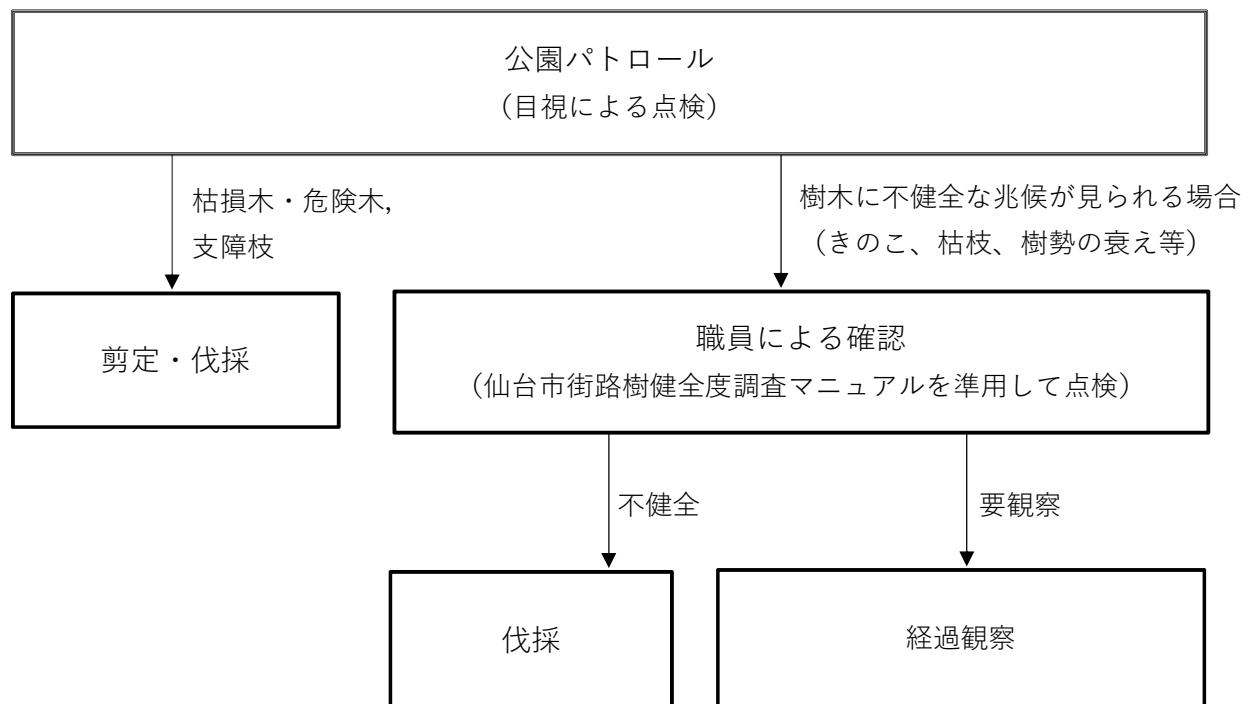
(7) パトロール実施後の報告

パトロール実施後は、適正な公園管理を行うため、公園パトロール報告書（【別紙2】参考様式、必要に応じて現況写真や関係資料等を添付）を作成し、所属長に報告する。

パトロール報告書は、異常の有無、修繕の要否等を公園毎に取りまとめることとする。

2 臨時パトロール ※実施内容については、定期パトロールを準用する。

- (1) 台風等の異常気象により災害の恐れがある場合、または災害が発生した場合、臨時にパトロールを実施し、その対応にあたる。
- (2) 利用者や近隣住民から公園施設に関して特別な対応を求められた場合、その当該箇所を調査確認し、その対応にあたる。
- (3) その他関係省庁の通達等により特別な管理強化が必要とされる場合、その対応にあたる。



※安全確保の重要度の高い場所（園路沿い、四阿やベンチ周辺、道路沿い、民家が隣接する場所、急傾斜地等）については、特に注視すること。

公園パトロール報告書		実施日	令和 年 月 日		備考 (メモ)	対応状況
		課長	公園係長	担当者		
公園名						
点検項目	点検箇所	異常の有無				
ア 公園施設の点検	(ア) 園路及び広場	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	(イ) 修景施設 (植栽, 花壇等以外)	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	(ウ) 休養施設 (ベンチ, 四阿等)	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	(エ) 運動施設 (グラウンド, 運動付帯施設等)	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	(オ) 教養施設 (野外音楽堂等)	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	(カ) 便益施設 (水飲栓, トイレ等)	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	(キ) 管理施設 (フェンス, 車止め, 照明灯等)	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	大規模建築物及び 屋外トイレ	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	橋梁類	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
イ 遊戯施設の点検	①ブランコ	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	②滑り台	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	③砂場	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	④その他	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経
	()					
ウ 修景施設の点検 (植栽, 花壇等)	(ア) 枯損, 支障樹木	☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経 ☐ 職員点検
	(イ) 生育状況及び樹木剪定 を要する樹木	☐ 有	☐ 無			
	(ウ) 病害虫が発生して いる樹木	☐ 有	☐ 無			
	(エ) 腐朽や必要のなく なった支柱	☐ 有	☐ 無			
	その他	☐ 有	☐ 無			
	()	外観状況 ()				
その他占用 物件の確認		☐ 有	☐ 無			☐ 済 ☐ 未 ☐ 修 ☐ 経

※対応（修繕）済：作業済 未：作業予定 修：修繕業者へ依頼 経：経過観察